地方自治

名前

問1　地方自治において、議会が住民の意思を十分に反映していないと判断される場合、有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求を行い、住民投票で過半数の賛成を得ることで議会を辞めさせることができる権利を何というか。（2024年 宮崎県公立入試 類似）

1. 議会の解散請求
2. 事務監査請求
3. 条例の制定・改廃請求
4. 請願権の行使

問2　地方自治の原則において、住民が自らの意思と責任に基づいて地域の事務を行うことを「住民自治」と呼びます。この住民自治が「民主主義の学校」と呼ばれることに関連して、現代の地方自治で住民参加を促すために取り入れられている仕組みとして適切なものはどれですか。（2019年 兵庫県公立入試 類似）

1. 条例の制定や改廃を求める直接請求権
2. 国会議員による地方議会の監督権
3. 中央政府による地方債の発行制限
4. 内閣による地方自治体首長の任命制

問3　地方自治法に基づく「条例の制定・改廃」の請求において、住民からの有効な請求を受けた首長（知事や市町村長）が取るべき対応と、その制度の仕組みについて正しく説明しているものはどれか。（2021年 千葉県公立入試 類似）

1. 請求の内容について、まず監査委員にその妥当性を調査させ、報告を議会に提出しなければならない
2. 請求を受理してから20日以内に、首長自身の意見を付けた上で地方議会に付議しなければならない
3. 請求を受理したあと、その条例案の採択を住民に問うための住民投票を告示しなければならない
4. 請求の内容が適切であるかを判断し、首長が認めた場合にのみ直ちに条例として公布・施行する

問4　地方自治法に定められた住民の「直接請求権」のうち、請求先が「選挙管理委員会」となるものを、次の中から選びなさい。（2016年 愛知県公立入試 類似）

1. 地方公共団体の事務の監査請求
2. 議会の解散請求
3. 条例の制定および改廃の請求
4. 環境アセスメントの実施請求

問5　日本の地方自治において認められている「条例の制定または改廃の請求」の仕組みについて、請求先と必要となる署名数の組み合わせとして正しいものを選びなさい。（2020年 茨城県公立入試 類似）

1. 選挙管理委員会に対し、有権者の3分の1以上の署名をもって請求する
2. 選挙管理委員会に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する
3. 地方公共団体の長に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する
4. 地方公共団体の長に対し、有権者の3分の1以上の署名をもって請求する

問6　地方自治制度における「政令指定都市」の説明として、要件と権限の組み合わせが正しいものはどれですか。（2020年 熊本県公立入試 類似）

1. 人口20万人以上を条件とし、外交や国税の徴収に関する業務を独自に行うことができる。
2. 人口50万人以上を条件とし、都道府県が行う業務の一部を独自に行うことができる。
3. 人口30万人以上を条件とし、警察や裁判に関する業務を独自に行うことができる。
4. 人口10万人以上を条件とし、都道府県の議会を介さずに条例を制定することができる。

問7　日本の地方自治において、議会制（間接民主制）が採用されている一方で、住民による直接請求などの仕組みが保障されている理由として、最も適切なものはどれですか。（2015年 富山県公立入試 類似）

1. 地方公共団体のすべての事務について、議会を通さずに住民投票だけで決定できるようにするため
2. 議会や首長の権限を完全に廃止し、専門家のみによる行政運営を行うための手続きとして活用するため
3. 国政選挙の投票率が低下していることを背景に、若者の政治参加を地方自治から促すため
4. 住民の意思をより直接的に地方政治へ反映させ、地方自治の民主主義をより確かなものにするため

問8　地方自治において、住民が地方公共団体の運営に直接関与し、自らの意思を反映させるために認められている権利があります。有権者の一定数以上の署名を集めることで、条例の制定や改廃、議会の解散などを求めることができるこの権利を何といいますか。（2018年 熊本県公立入試 類似）

1. 請願権
2. 参政権
3. 受益権
4. 直接請求権

問9　地方公共団体が行政を行うための財源について、国が特定の事業（道路建設や義務教育の費用など）に対して使い道を限定して支給する「国庫支出金」と比較した場合の、「地方交付税交付金」の性質として正しいものはどれですか。（2023年 石川県公立入試 類似）

1. 地方公共団体が独自の判断で自由に使い道を決めることができる。
2. 地方税の一部として扱われるため、国を介さずに直接住民から徴収される。
3. 国に対する返済の義務があり、将来的に利子をつけて返さなければならない。
4. 災害などの緊急時に、一時的な借金として認められる特別な財源である。

問10　住民から条例の制定・改廃の請求が行われた際、その請求を受けた地方公共団体の長がとるべき手続きとして、日本の制度上正しい説明はどれですか。（2022年 京都府公立入試 類似）

1. 監査委員に対して内容の適法性を確認するよう求め、監査結果に基づき条例を施行するか判断する。
2. 請求を受理した日から20日以内に地方議会を招集し、自身の意見を付けて審議に付す。
3. 内容を検討した上で、長自身の判断により条例の採択または却下を決定し、住民に通知する。
4. 全住民を対象とした住民投票を直ちに実施し、有権者の過半数の賛成が得られた場合に条例を成立させる。

問11　地方自治において、住民が首長（都道府県知事や市町村長）や議会議員の解職を求めることができる「リコール」の制度について、その成立までの流れを説明したものとして正しいものはどれですか。（2016年 愛知県公立入試 類似）

1. 有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求し、住民投票において過半数の賛成を必要とする。
2. 有権者の3分の1以上の署名を集めて監査委員に請求し、事務の執行に関する調査結果を住民に公表する。
3. 有権者の50分の1以上の署名を集めて首長に請求し、議会において3分の2以上の出席と同意を必要とする。
4. 有権者の50分の1以上の署名を集めて人事委員会に請求し、対象者の適格性について審査を受ける。

問12　日本の地方自治において採用されている「二元代表制」とは、どのような仕組みのことを指しますか。その内容を説明した文として最も適切なものを次の中から選びなさい。（2018年 静岡県公立入試 類似）

1. 住民が直接選挙で選んだ首長と、同じく住民が直接選挙で選んだ議員の双方が、住民の代表として活動する仕組み。
2. 住民が直接選挙で選んだ議員の中から、多数決によって首長が選出される仕組み。
3. 住民は議会議員のみを直接選挙で選び、首長は内閣によって任命される仕組み。
4. 地方議会が首長を指名し、その指名に基づき天皇が任命を行う仕組み。

問13　過去に新潟県巻町で行われた原子力発電所建設の是非を問う事例や、徳島県徳島市でのダム建設、沖縄県での米軍基地建設に関連する住民の意思表示など、日本の地方自治において活用されてきた仕組みとして適切なものはどれですか。（2020年 福島県公立入試 類似）

1. 最高裁判所裁判官の不適格者を罷免するための国民審査
2. 地方公共団体の首長や議員を任期途中で辞職させる請求
3. 地方自治体が独自に制定した条例に基づく住民投票
4. 日本国憲法の改正手続きとして行われる国民投票

答え合わせ・解説

問1	答え 1 議会の解散請求	日本の地方自治は、住民が選んだ首長や議員が政治を行う間接民主制を基本としていますが、住民の意思をより直接的に反映させるために直接請求権が認められています。議会の解散請求や首長・議員の解職請求（リコール）は、有権者の3分の1以上の署名をもって選挙管理委員会に請求し、住民投票で過半数の同意を得ることで成立する仕組みです。
問2	答え 1 条例の制定や改廃を求める直接請求権	住民が直接、政治に対して意思表示を行う直接請求権（条例の制定・改廃請求や事務監査請求など）は、住民自治を具体化する重要な仕組みです。自らの地域のルール作りに直接関与する経験は、まさに「民主主義の学校」として、主権者としての意識を高める役割を果たしています。他の選択肢は中央集権を強めるものであり、地方自治の本旨に反します。
問3	答え 2 請求を受理してから20日以内に、首長自身の意見を付けた上で地方議会に付議しなければならない	住民から条例の制定・改廃の請求があった場合、首長は独断で却下したり、そのまま施行したりすることはできません。首長は、その請求の内容に対して賛成か反対かなどの意見を付けた上で、必ず地方議会に提出し、審議にかけなければなりません。議会での審議を経て議決されることで、初めて条例が成立します。リコール（解職請求）とは異なり、直接請求によって直ちに住民投票が行われるわけではない点が重要です。
問4	答え 2 議会の解散請求	住民が直接請求を行う際、その内容によって請求先が異なります。議会の解散請求や、首長・議員の解職請求（リコール）は、選挙に関わる重大な判断を伴うため、選挙管理委員会に対して行われます。一方で、条例の制定・改廃の請求は首長に対して行い、事務の執行に不正がないかなどを調べる監査請求は監査委員に対して行います。環境アセスメント（環境影響評価）は開発事業に際して行われる手続きであり、直接請求権の枠組みとは異なります。
問5	答え 3 地方公共団体の長に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する	条例の制定や改廃の請求は、住民が地域のルール作りに直接関与するための制度です。有権者の50分の1以上の署名を集め、知事や市町村長といった地方公共団体の長に対して請求を行います。請求を受けた長は、必ず議会を招集して条例案を審議させ、その結果を公表しなければなりません。これに対し、選挙管理委員会へ3分の1以上の署名をもって請求を行うのは、議会の解散や首長・議員の解職（リコール）を求める際の手続きです。
問6	答え 2 人口50万人以上を条件とし、都道府県が行う業務の一部を独自に行うことができる。	政令指定都市として指定されるためには、人口が50万人以上であるという規模の要件を満たす必要があります。指定を受けた都市は、本来であれば都道府県が担当する事務（児童福祉、生活保護、都市計画、教職員の任免など）の多くを自ら処理できるようになり、一般の市よりも大きな自治権を持つことになります。
問7	答え 4 住民の意思をより直接的に地方政治へ反映させ、地方自治の民主主義をより確かなものにするため	地方自治では、議会が必ずしも住民全体の多様な意見を網羅できるとは限らないため、住民が直接的に政治へ関与できる仕組みを設けることで、行政の透明性や住民の納得感を高めるねらいがあります。これを直接請求権と呼び、住民が署名を集めることで市長に条例案を提出させたり、議会の解散を求めたりすることができます。これにより、選挙の時だけでなく日常的に住民の意思を政治に反映させることが可能となります。
問8	答え 4 直接請求権	地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれ、国政よりも住民の意思を直接反映しやすい仕組みが整えられています。この制度の核となるのが直接請求権であり、議会での代表を通じた意思決定だけでなく、住民自らが署名を集めることで具体的な要求を突きつけることが可能です。国民が選挙を通じて政治に参加する「参政権」とは区別して理解する必要があります。
問9	答え 1 地方公共団体が独自の判断で自由に使い道を決めることができる。	国庫支出金は、国が特定の事務や事業を奨励するために使い道を限定して交付する「特定財源」です。一方、地方交付税交付金は国が地方に代わって徴収した税を再配分する性質を持っており、使い道が制限されない「一般財源」です。これにより、地方公共団体は地域の実情に合わせた独自の予算編成が可能になります。なお、地方公共団体による借金は「地方債」と呼ばれます。
問10	答え 2 請求を受理した日から20日以内に地方議会を招集し、自身の意見を付けて審議に付す。	条例の制定・改廃請求（イニシアティブ）は、住民の意思を反映させる仕組みですが、直接条例を成立させるものではなく、あくまで「議会で審議すること」を義務付ける権利です。請求を受けた首長は、原則として20日以内に地方議会を招集しなければなりません。その際、首長はその請求に対する自身の意見（賛成や反対、修正案など）を添えて議会に提出し、最終的な決定は議会の議決に委ねられます。
問11	答え 1 有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求し、住民投票において過半数の賛成を必要とする。	直接請求権の一つであるリコール（解職請求）は、首長や議員、役員などを対象としています。請求には原則として有権者の3分の1以上の署名が必要であり、その請求先は選挙管理委員会となります。請求が受理された後、住民投票が行われ、有効投票の過半数の賛成が得られた場合に、その職を失わせることができます。50分の1以上の署名で首長に請求するのは条例の制定・改廃（イニシアティブ）であり、監査委員に請求するのは事務の監査請求です。
問12	答え 1 住民が直接選挙で選んだ首長と、同じく住民が直接選挙で選んだ議員の双方が、住民の代表として活動する仕組み。	地方自治体では、行政の責任者である首長（知事や市町村長）と、議決機関である議会の議員を、住民がそれぞれ別個の直接選挙によって選出します。首長と議会の両方が住民の負託を受けているため「二元」と呼ばれ、両者が互いに抑制し合い、均衡を保つことで、地域住民の意思をより多角的に反映させることを目的としています。
問13	答え 3 地方自治体が独自に制定した条例に基づく住民投票	新潟県巻町や徳島市、沖縄県などの事例は、いずれも自治体が独自に制定した「住民投票条例」に基づいて行われたものです。これらは、特定の地域課題に対して住民の意思を明確にするために実施されます。法的拘束力を持たない場合もありますが、首長や議会の判断に大きな影響を与える住民参加の重要な手法です。